

# 徳島県暴力団排除条例 Q & A

徳島県警察本部



Q 1

「暴力団対策法」と「徳島県暴力団排除条例」の違いは？

A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といいます。）は、都道府県公安委員会から指定暴力団として指定を受けた暴力団の構成員が、その組織の威力を示して、不当に金品等を要求する暴力的要求行為を禁止しています。

例えば、暴力団対策法第9条においては、縄張内における営業者に対して、あいさつ料や場所代等を要求する「みかじめ料要求行為」等の27の行為が禁止されており、これらの行為を行った指定暴力団員に対し、「中止命令」が出され、この命令に違反した場合に初めて罰則の適用があります。

このほか、第15条では、対立抗争時における暴力団事務所の使用制限、第31条及び第31条の2では、指定暴力団の代表者等に対する民事責任の追及等について規定されています。

これに対して徳島県暴力団排除条例（以下「条例」といいます。）は、県、警察、市町村等の地方公共団体や地域住民、関係機関・団体、事業所等が一体となり、社会全体で暴力団を排除するとともに、暴力団を利用したり、暴力団に協力する行為を規制するもので、例えば事業者が、その事業に関して、暴力団の威力を利用する目的で金品等を暴力団員等に供与することを禁じておりまして、暴力団対策法とは、その内容や目的が違うということになります。

Q 2

第13条第1項では、事業者が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する利益の供与に係る行為を禁止していますが、具体的にどのような行為をいうのですか？

A 事業者が、その行う事業に関して、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の威力を利用する（したことによる）見返りとして利益の供与をすることを禁止するもので、次のような行為がこれに該当することになります。

- ・ スナック経営者や建設業者等の事業者が、店や業務上のトラブルがあった場合に、その解決を依頼する目的で暴力団員に、「みかじめ料」や「用心棒料」として現金を渡した

- ・ 金融業者が、「脅してでも債権を取り立てて欲しい。」と暴力団員に依頼し、金銭を渡した
  - ・ 不動産業者が、土地を売却するに際し、立ち退かない住民を追い出すため「力づくで追い出して欲しい。」と暴力団員に依頼し、金銭を渡した
- なお、この行為に該当した場合は、第20条の公安委員会の勧告の対象となります。

<b>Q 3</b>	第13条第2項の「暴力団の活動又は運営に協力する目的での暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する相当の対償のない利益の供与」とは、どのような行為をいうのですか。
------------	--

A 「暴力団の活動又は運営に協力する目的」とは、将来的に暴力団の勢力拡大に繋がるような活動や運営に協力することをいい、「相当の対償のない利益の供与」とは、社会通念上妥当といえる程度の対価ではなく、格安で物品を販売することや逆に価値のない物に多額の金銭を払うこと等をいいます。ですから、次のような行為がこれに該当することになります。

- ・ ガソリンスタンドの責任者が、暴力団員の車を無料で洗車した
- ・ 暴力団員から正月のしめ縄飾り等を高額で購入した

なお、この行為に該当した場合は、第20条の公安委員会の勧告の対象となります。

<b>Q 4</b>	第13条第3項の「情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与」とは、どのような行為をいうのですか。
------------	---

A 事情を知った上で、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与を行うことをいい、次のような行為がこれに該当することになります。

- ・ 暴力団員が経営する事業者であることを知りながら、その事業者から、おしぼりや観葉植物、絵画等のレンタルサービスを受け、その料金を支払った
- ・ 内装業者が、暴力団事務所であることを知っていながら、改装工事を行った
- ・ ホテル支配人が、暴力団組長の襲名披露パーティーに使用されることを知りながら宴会場を貸し出した
- ・ 印刷業者が、暴力団員の名刺や組織名の入った年賀状等の書状を印刷した
- ・ 興行を行う事業者が、暴力団員に特別に観覧席を用意した

ただし、法令上の義務として、電気事業者が暴力団事務所に電気を供給すること、水道事業者が暴力団事務所に水道水を供給すること等は該当しません。

<b>Q 5</b>	第6条の「暴力団員と密接な関係を有する者」とは、どのような人が該当しますか？
------------	--

A 次のような人が該当することになります。

- ・ 暴力団員が役員となっている事業者
- ・ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有していると認められる者

また、上記の「社会的に非難される関係」とは、次のようなものが該当することになります。

- ・ 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、その主催するゴルフ・コンペに参加したり、頻繁に飲食を共にしている
- ・ 誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している
- ・ 暴力団が関与する賭博等に参加している

<b>Q 6</b>	事業者は、書面で契約を締結する場合、契約の相手方が暴力団員等であるか否かを必ず確認しなければならないのですか？
------------	---

A 第15条第1項では、事業者が事業に関して書面で締結する契約が、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認められるとき」に、契約の相手方が暴力団員等でないかを確認するよう努める旨を定めています。

この規定は努力義務規定であり、例えば、スーパーやコンビニで日用品を売買するなど、通常一般的に取引相手方について身分を確認しないような場合についてまで、あえて相手を確認するよう求めるものではありません。

<b>Q 7</b>	書面による契約をする場合、契約を解除できる旨を定めなければならないのですか。
------------	--

A 第15条第2項では、事業者がその行う事業に関して、書面による契約を締結する際に、当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、当該契約を解除することができる旨（以下「暴力団排除条項」といいます。）を定めるよう努めることとなっていますが、Q6と同様に努力義務規定となっています。

契約書面に暴力団排除条項を盛り込み、表明・確約書の作成・提出を求めておけ

ば、契約締結後に相手方が暴力団員等であることが判明した場合でも、催告することなく当該契約を解除することができます。(表明・確約書は、相手の意思表示を更に明確にするものであり、相手方が暴力団員であることを秘して虚偽の記載をしたような場合、詐欺罪の立件が容易になります。)

Q 8

不動産の譲渡を考えていますが、第17条第1項の「暴力団事務所の用に供するものでないことを確認する」にはどうすればいいのですか。

A 不動産を暴力団事務所（駐車場を含む。）に使用するものでないことについて、口頭及び書面により確認してください。確認の履行を担保するためにも、口頭だけでなく誓約書等の書面によって確認することが望まれます。

### 一口メモ

条例に関する疑問・質問は、ご遠慮なく

●警察本部捜査第二課 (088) 622-3101 (代表)

●暴力追放ダイヤル (088) 626-0110

まで、お問い合わせ下さい。

社会全体で暴力団を  
追放しよう

